

一時使用目的による建物賃貸借契約書

賃貸人 日向市（以下「甲」という。）と賃借人 □□□□（以下「乙」という。）は、次のとおり一時使用目的の建物賃貸借契約を締結する。

（一時使用目的による建物賃貸借契約の締結）

第1条 甲は、日向市お試し滞在施設要綱（平成28年日向市告示第27号の2。以下「要綱」という。）に基づき、乙が一定期間本市で生活し、移住に向けての準備や移住体験を行うため一時的に使用させる目的で、次の建物（以下「本件建物」という）を賃貸し、乙はこれを借り受けた。

所 在 日向市大字日知屋 1425 番地 8

構造・規模 木造平屋建て

（期間）

第2条 本件建物の賃貸借契約の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇日間とする。

（用途）

第3条 乙は、本件建物を移住に係るお試し施設として使用するものとし、これ以外の用途に本件建物を使用してはならない。

（賃貸料）

第4条 本件建物の賃貸料は、1日当たり1,000円（お試し滞在施設の利用に伴う施設管理料及び光熱水費を含む。）の利用に係る料金相当額を含む。）とする。

2 乙は、甲が契約時に発行する納付書により、甲に支払うものとする。

（家具等の貸与）

第5条 本件建物に備付けの家具、電化製品等は、乙に貸与する。

（遵守事項）

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 要綱第1条の趣旨に沿って本件建物を利用すること。
- (2) 留守や就寝時には、必ず施錠するなど本件建物を善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、本件建物内の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 本件建物及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (6) 本件建物の利用後は、現状に復して返還すること。
- (7) その他本件建物の利用に関し市長が必要と認めること。

（禁止事項）

第7条 乙は、本件建物において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 甲の承諾を得ずに本件建物の改修又は増築を行う行為
- (3) 本件建物内における土地の形質を変更する行為
- (4) 本件建物の全部又は一部を第三者に転貸する行為

(5) その他本件建物の利用にふさわしくない行為

(当然消滅)

第8条 本件建物が火災その他の災害で大破又は滅失した場合には、本契約は、催告その他の手続を要せずに、当然に消滅する。

(損害賠償義務)

第9条 乙又はその家族その他の関係者の故意又は過失によって、本件建物が汚損、毀損又は滅失したときは、乙は直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙について以下の事由が発生した場合には、何らの催告なく本契約を解除することができる。

- (1) 第6条又は第7条の規定に違反したとき。
- (2) その他本契約に違反し、甲乙間の信頼関係が破壊されたとき。

(契約の終了)

第11条 第2条の期間が満了したとき又は本契約が解除されたときは、乙は、契約の更新を求めることはできず、甲に対して、直ちに本件建物を明け渡す。

2 前項の場合においては、乙は、本件建物内の自己の所有又は保管する動産全てを収去し、甲の承諾を得て造作加工したものがあれば全てこれを原状に復して本件建物を明け渡すものとし、甲に対して造作などの買取請求をしない。

(立退料等)

第12条 乙は、本件建物の明渡しに際し、立退料、移転料、引越費用その他いかなる名目においても金銭上の請求をしないものとする。

(立退遅延時の損害金)

第13条 乙は、本件建物の明渡しを遅延した場合には、甲に対し、その遅延した期間に応じ、1日当たり賃貸料の2倍の金額に相当する損害金を支払う。

(合意管轄)

第14条 甲及び乙は、本契約に関する紛争について、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意した。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、解決する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙各1通を保持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 宮崎県日向市本町10番5号
日向市
日向市長

印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
□ □ □ □

印